

建築主の皆様へ

家庭ごみ収集（ごみ集積所の設置等）に係る事前協議について

環境局 資源循環部 収集業務課

「千葉市ワンルームマンション建築指導要綱」及び「千葉市宅地開発指導要綱」の適用を受けない集合住宅（2戸以上）を建築しようとする場合にも、「千葉市共同住宅等におけるごみステーションの設置及び清潔保持等に関する指導要綱」に基づき、**必ず家庭ごみ収集（ごみ集積所の設置等）について環境事業所と事前協議**を行うようお願いいたします。

※周辺の道路や近隣の状況によりごみの収集ができない場合があります。

建築予定場所	事前協議先
中央区・美浜区	中央・美浜環境事業所 中央区都町1307 電 話：043-231-6342 FAX：043-233-8046
花見川区・稲毛区	花見川・稲毛環境事業所 稲毛区宮野木町2147-7 電 話：043-259-1145 FAX：043-257-6561
若葉区・緑区	若葉・緑環境事業所 緑区平山町1045-5 電 話：043-292-4930 FAX：043-292-4305

※「千葉市共同住宅等におけるごみステーションの設置及び清潔保持等に関する指導要綱」につきましては、当課 HP
[（http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/27kyodozyutakusidou.html）](http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/27kyodozyutakusidou.html)
 にてご確認ください。